

## 『アイヌ通史』 岩波書店 正誤表

第一刷（2021年7月28日発行）

頁	誤	正
ix 14行目	narative	narrative
xviii 9行目	アイヌの他者	他者としてのアイヌ
xviii 16行目	同士愛	同志愛
12頁4行目	「二段」構想	二重構造
12頁8行目	大衆	トル
22頁12行目	etnie	ethnie
31頁キャプション	のアイヌ	トル
32頁12行目	魂	靈魂（ほかも統一）
57頁8行目	このような人たちがアイヌ社会においてどのように受け入れられたかを示す史料はほとんどないが、（公平な見方ではないかもしれないが）一八五六年にある和人の役人が、サルとモンベツ地域には和人男性とアイヌ女性との間で生まれた多くの「通じ子」が暮らしており、「シャモ種」と呼ばれ、他のアイヌからも尊敬されていると観察している。いくらかの者は多民族の先祖を持っていることを誇りに思っていた*89。	このような人たちがアイヌ社会においてどのように受け入れられたかを示す史料はほとんどないが、（公平な見方ではないかもしれないが）一八五六年にある和人の役人が、サル・モンベツ（沙流・門別）地域には和人男性とアイヌ女性との間で生まれた多くの「通じ子」が暮らしていることを観察している。『シャモ種』と呼ばれ、他の地域では彼らを尊ぶような風習があり、自分たち自身も多民族の出自に対する誇りを持っていたが、この地域では逆にいやしい身分であったということを記述している*89。
63頁11行目訳註（1）	の担い手の一部	トル
74頁の引用	改テ	改メ
108頁4行目	大衆的な出版物	一般的な出版物
112頁4行目	すぐに刑事課長に挨拶するために廊下を上がっていった。	すぐに刑事課長のところへ挨拶に行った。
149頁9行目	訳註9	訳註10
155頁9行目	イカスバ	イカスバ（イカスバ）
168頁5行目	授業の省くこと	授業を省くこと

188 頁 14 行	荒井と彼のもう一つのアイヌのグループはさらなる陳情書をもって活動を続けた	荒井はさらに、先に上京したグループとは別のアイヌたちと、新たな陳情書をもって活動を続けた
212 頁 2 行目	活動をはじめ、	活動をはじめとし、
233 頁 10 行目	刊行メンバー	刊行会メンバー
236 頁 16 行目	遼星北斗はすべての詩作を通して一度しかアイヌモシリに言及しなかった	遼星北斗はすべての詩作を通して二度しかアイヌモシリに言及しなかった（「大空」「冷たき北斗」）
241 頁 11 行目	この日本社会の単一民族性への賛美は、次第に部落民や在日コリアンの問題について一部の日本人の「社会的偏見」または他の要因の結果として放棄することを正当化するようになっていった。	この日本社会の単一民族性への賛美は、次第に部落民や在日コリアンの問題について一部の日本人の「社会的偏見」その他の要因による結果でしかないものとして斥けることによって正当化されるようになっていった。
250 頁 17 行目	民話	散文説話
270 頁 4 行目	の民話	トル
287 頁原注 67		Tonkinson の発行年→ 1989.
310 頁 6 行目	特定に	特定の
346 頁リスト		Fosco Maraini (1995) と Richard Siddle (1997) の間に、  Richard Siddle, 'The Ainu and the Discourse of 'Race'', in Frank Dikötter ed., The Construction of Racial Identities in China and Japan: Historical and Contemporary Perspectives, London, Hurst & Company, 1997, pp.136-157.
348 頁 6 行目と 8 行目	ルウォレン	ルアレン

第二刷（2021 年 10 月 25 日発行）

頁	誤	正
184 頁 1 行目	人間	人間
194 頁注 1	(9)	(10)
204 頁 14 行目	徳右衛門（コピサントク）	コピサントク トル
234 頁 16 行目	同支部	札幌アイヌ文化協会
250 頁 3 行目	ジャズバンド	バンド

268 頁 1 行目	その文化を疲弊させてしまうか、	その文化の活気を失わせてしまうか、
271 頁 13 行目	アイヌ先住民族として認めない	アイヌを先住民族として認めない
275 頁 7 行目	和人のマジョリティの賢明な態度	マジョリティとしての和人の賢明な態度

第三刷（2022 年 1 月 14 日発行）

頁	誤	正
74 頁 13 行目	<p>・・・一八七二年の「北海道土地売貸規則」と「地所規則」において土地の私有が許可された。北海道を無主地（<i>terra nullius</i>）という原則に開拓地の土地政策が従ったことを裏付ける証拠は、後者の第七条にあり、先住民族の土地利用が「所有」として認められていなかった。</p>	<p><b>訳註：</b>最近の研究では、アイヌの土地が私有地として取り扱われる場合があったことが明らかになっている（瀧澤正「明治初期開拓使の土地改革とアイヌの土地～主に北海道地所規則第七条をめぐって」『北大史学』第五一号、二〇一一年、一～二八頁）。「無主地」の原則に従ったのは、地所規則第七条より、北海道地券発行条例第十五条と言うべきであろう。同条により山林原野は全て官有地とすることが定められ、第十六条でアイヌの土地所有は原則として認めない方針が示されている。</p>
81 頁 3 行目	海藻採取場	昆布場
81 頁 3 行目	沿岸部のいくつかの	沿岸部のいくつかの
82 頁 10 行目	海藻採取場	昆布場
83 頁 4 行目	<p>条例ではアイヌに小規模の区画の私有権を認めようとする対策が取られたが、一八八一年までには七二四戸のみが平均わずか三一〇坪の土地しか持たず、またそのほとんどが札幌周辺の世帯であった。</p>	<p><b>訳註：</b>榎森（一九八七年）の記述に基づいているここでの「七二四戸」のシドルの記述は、高倉新一郎が「郡内旧土人戸数」として表に付した情報を、土地を確保した戸数と誤解したものである。また「三一〇坪」の土地は『開拓使事業報告』に記された官有地第三種「旧土（人）開墾地」の面積（北海道地権発行条例第一六条により官有地第三種に編入されたアイヌの「住居ノ地所」の面積）であっ</p>

		た。私有権を認められた事例という理解は誤りである。
93頁9・10行目	一〇戸数、三〇戸数	一〇戸、三〇戸
110頁11行目	北海道旧土人教育会	北海道旧土人教育会
170頁11行目	知里は、幼年時代の大半を近文で伯母であった金成マツ（アイヌ名・イメカノ）と一緒に暮らし、函館にあるバチエラーの聖公会愛隣学校に通い、アイヌ語をローマ字で書く方法を学んだキリスト教の改宗者であった。	知里は、幼年時代の大半を近文で伯母であった金成マツ（アイヌ名・イメカノ）と一緒に暮らした。金成は、函館にあるバチエラーの聖公会愛隣学校に通い、アイヌ語をローマ字で書く方法を学んだキリスト教の改宗者であった。
181頁7行目	ルビ しらねか	しらぬか
181頁8行目	変族	蠻族
181頁13行目	去れ	夫れ
192頁18行目	沖縄戦では三九名のアイヌ兵が死亡した	<b>訳註：</b> 『先駆者の集い』四一号（一九八六年、四頁）による死者数の数字である。その後の北海道ウタリ協会の調査で判明しただけでも四三名のアイヌ兵が死亡したと確認されている。
199頁16・17行目	GHQの代表司令官	<b>訳註：</b> スィング少将が師団長として所属していた、札幌に駐屯した第十一空挺師団はアメリカ太平洋陸軍総司令官（GHQ）の隷下とはいえ、GHQそのものではない。
200頁16行目	宮内省所管地（新冠牧場と日高の種馬飼育場）	宮内省所管地（新冠御料牧場）と農林省所管地（日高種馬牧場）
202頁5行目	農地調査法	農地調整法
218頁8行目	追い隠す	覆い隠す
251頁17行目	ウタリ協会は、現在、第四次ウタリ対策を実施している	ウタリ協会は、現在、第四次ウタリ対策を見守っている
275頁2行目	学会	学界
276頁2行目	1869年から45年にかけて	1869年から1945年にかけて
283頁注37番1行目	博職	博識
290頁注10番2行目	律冷制	律令制

342頁注1番2行 目	伝道者	伝道師
----------------	-----	-----